第 13 回中央執行委員会／2014.10.17

2015 年度介護報酬改定に向けた連合の対応について

１．はじめに

2000 年に始まった介護保険制度は、介護の社会化を進め、認知症や日常生活動作の低下など、日常生活が困難となった高齢者が地域で暮らし続けるために、なくてはならない制度となっている。しかし、この間に社会情勢は大きく変化し、2000 年に約 900 万人だった 75 歳以上高齢者（後期高齢者）は、現在約 1400 万人となっており、2025 年には 2000 万人を突破することが推定されている。特に首都圏などの都市部を中心に 75 歳以上高齢者数が急増するとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するなど地域社会・家族関係が大きく変容する中で、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われている。

社会保障と税の一体改革における議論では、医療と介護の連携と地域包括ケアシステムの構築、「医療から介護へ」、「病院・施設から地域・在宅へ」の観点から、医療提供体制の見直しと介護サービスの見直しは一体となって行う必要性が示された。そうした中で2014年6月18日に、医療・介護総合確保推進法が成立し、地域包括ケアシステムについては、その推進について法律に明記されるとともに、モデル事業の実施を通じて全国的に取組みが展開されている。加えて、地域包括ケアシステムの構築に欠かせない医療・介護人材の確保と処遇改善の取り組みが求められている。こうした中、2015年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において議論が進められており、年内にも改定の考え方が取りまとめられることとなっている。

一方、2000年には、3兆円であった介護保険給付は、2013年度は９兆円となり、2025年は21兆円になると推定され、給付の効率化などが進められている。しかし、来年度からは、予防給付の一部を市町村事業に移行する制度改正が行われ、連合として問題点を強く指摘してきた。

２．2012 年度介護報酬改定の経過

介護報酬は、介護保険事業計画の改定と合わせて３年毎に実施されており、2012 年度の改定においては、介護報酬改定率は＋1.2%とされた。改定の方向として、①介護サービス提供の効率化・重点化と機能強化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る。②24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスや、リハビリテーションなど自立支援型サービスの強化を図る。③介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から、効率化・重点化する方向で見直しを行う。④介護職員の処遇改善については、これを確実に行うため、事業者が人件費に充当するための加算を行う、としていた。

３．2015 年度の介護報酬改定に向けた対応

社会保障審議会介護給付費分科会では、2015 年度に向けた改定の検討課題として、○定期巡回・随時対応サービス、○複合型サービス、○認知症への対応、○在宅施

設サービスにおける医療提供の在り方、〇高齢者の住まい、〇リハビリ、予防サービス、〇ケアマネジメント、〇区分支給限度基準額、〇補足給付の基準費用額、〇処遇改善、〇地域区分などを挙げている。

また、社会保障審議会福祉部会においては、介護人材等の総合的な確保方策、介護人材における介護福祉士の位置づけ、介護福祉士の資格取得方法が議論される。これらの動向をふまえ、連合は、2014年2月に実施した「要介護者を介護する人の意識と実態に関する調査」を参考にし、構成組織と連携し、以下の課題を重点に取組みを進める。

①地域包括ケアシステムの確立

連合は、2014～2015 年度「政策・制度　要求と提言」に基づき、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立して尊厳ある生活を続けられるよう、医療・介護・福祉等の連携による「地域包括ケアシステム」の全国的な整備、権利擁護を含む包括的な支援体制を求めていく。特に、地域包括支援センターの機能強化に向け、人員体制や財源の確保を求めていく。

②給付の効率化について

適切なケアマネジメントの確立に向けて、中立的な居宅介護支援事業所の実現やデイサービスなどの給付が要介護度の維持・改善が図られるようリハビリ職の配置に対する評価を高めるなど、介護保険給付の効率化が進むことを求める。

③介護職員の処遇改善

介護職員の人材確保については、約 150 万人の体制を 2025 年までに 250 万人体制とすることが目標とされている。そのためには、介護職員処遇改善を進め、離職率を逓減するとともに、介護労働市場の改革が求められている。具体的には、①社会的評価の向上の推進、②ステップアップを促すキャリアパスの確立、③職場環境の整備改善、④処遇改善という４つの視点に基づく改革が求められており、処遇改善加算の継続と増額を含め、具体的な改革を進めるよう求める。

④外国人技能実習制度の拡大

不足する人材確保をめぐり、政府は、「日本再興戦略」改訂 2014 において、外国人技能実習制度を見直し、介護分野へ拡大する意向を強く示している。介護労働は専門性の高い業務であり、この制度にはなじまないことは明らかであることから反対していく。また運用の実態が、制度の本旨を逸脱して安価な労働力の受入れ手段となっていることや、労働関係法令違反などの問題事例も多発している点についても強く指摘していく。

⑤介護福祉士の位置づけと資格のあり方

介護職員については、基本的に介護福祉士資格などがあることを基本としつつ、当面は、介護職員の中の有資格者の割合を高めていくことに努力していく。また、社会的評価の向上につながるよう継続的に専門性を高めていくことと、資格取得のあり方については、介護福祉士の国家試験を義務付けることを求める。

以　上